

# 訪問入浴介護事業所概要

## 1.事業所の概要

事業所の種類	指定訪問入浴介護事業所		
事業所の名称	三股町社会福祉協議会訪問入浴介護サービス		
事業所の所在地	〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 3384-2		
事業所の連絡先	電話番号	0986-52-1246	
	F A X 番号	0986-36-7134	
	ホームページ	<a href="http://mimata-syakyou.or.jp/">http://mimata-syakyou.or.jp/</a>	
介護保険事業所番号	4571701194		
事業の目的	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。		
管理者氏名	和田 千織		
事業の開始年月日	平成 15 年 4 月 1 日		
指定の更新年月日	令和 8 年 3 月 31 日		
生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の指定	あり		

## 2.事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	三股町・都城市・串間市
営業日	毎週月曜日から金曜日 ※土・日・祝(12/29~1/3)除く
サービス提供時間	8 時 15 分から 17 時 00 分 ※営業日以外でも相談に応じます。

## 3.職員の体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼従事者	介護福祉士	1 名		1 名
従事者	看護師	3 名	4 名	7 名
	介護福祉士	4 名		4 名
	2 級修了者		1 名	1 名

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では看護師 1 名、介護職員 2 名体制にて訪問入浴車で利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況を判断して、全身浴または清拭、部分浴(洗髪)のサービスを提供します。

基本料金及びその他の利用料は下記のとおりです。負担割合については介護保険負担割合証にて確認させていただきます。(法改正により、利用料金の変更もあります)ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

基本料金(1 回あたり)	12,660 円
初回加算(初回 1 回のみ)	200 円
サービス提供体制強化加算 I (1 回あたり)	440 円
介護職員等処遇改善加算 I	上記月合計金額の 10%
看取り連携体制加算(1 回につき)	640 円

#### 5. 苦情の受付について

##### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 和田千織 電話番号 0986-52-1246
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 時 15 分～17 時 00 分

##### (2) 行政機関その他苦情受付機関

三股町役場 高齢者支援課	所在地 宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1 号 電話番号 0986-52-9062
宮崎県国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 号 電話番号 0985-35-5301
宮崎県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 宮崎市原町 2 番 22 号 電話番号 0985-60-0822

#### 6. 介護報酬加算の状況

高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型
特別地域加算	なし
中山間地域等における小規模事業所加算	非該当
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	加算 I
介護職員等処遇改善加算	加算 I

## 7.介護職員等処遇改善加算の見える化要件

本事業所では職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い処遇改善加算の算定要件を満たしていることから以下の処遇改善加算が適用されます。

介護職員等処遇改善加算	加算 I
-------------	------

職場環境等要件 見える化要件に基づき具体的な取組について公表します。

入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容改善